

岩手県選挙管理委員会告示第26号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年7月2日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(指定投票区の指定等の通知)</p> <p>第10条の5 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）<u>第26条（指定投票区の指定等）第2項</u>の規定による通知は、指定投票区指定等通知書（様式第9号の5）、指定投票区指定取消通知書（様式第9号の6）又は<u>指定関係投票区変更通知書</u>（様式第9号の7）により行わなければならない。</p> <p>（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）</p> <p>第30条の2 法第41条の2（共通投票所）第1項の規定に基づき共通投票所を設ける場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第11条 第1項</td> <td style="width: 15%;">法第38条 (投票立 会人)第 1項</td> <td style="width: 75%;">法第41条の2（共通投票所）第5項 の規定により読み替えて適用される 法第38条（投票立会人）第1項</td> </tr> <tr> <td>第11条 第2項</td> <td>法第38条 第1項</td> <td>法第41条の2第5項の規定により読 み替えて適用される法第38条第1項</td> </tr> <tr> <td>第12条</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(選挙公報への掲載の申請)</p> <p>第121条 候補者は、法第168条（掲載文の申請）第1項又は県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年岩手県条例第64号。以下「選挙公報発行条例」という。）第3条（掲載の申請）第1項の規定による申請をするときは、選挙公報掲載申請書（様式第75号）に、県の委員会が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（様式第76号）に記載した<u>同一の掲載文2通及び最近撮影した鮮明な候補者自身の上半身の手札型大の</u>写真（無帽のものに限る。）<u>2葉</u>を添えて、県の委員会に提出しなければならない。</p>	第11条 第1項	法第38条 (投票立 会人)第 1項	法第41条の2（共通投票所）第5項 の規定により読み替えて適用される 法第38条（投票立会人）第1項	第11条 第2項	法第38条 第1項	法第41条の2第5項の規定により読 み替えて適用される法第38条第1項	第12条	[略]		[略]			<p>(指定投票区の指定等の通知)</p> <p>第10条の5 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）<u>第26条（指定投票区の指定等）第3項</u>の規定による通知は、指定投票区指定等通知書（様式第9号の5）、指定投票区指定取消通知書（様式第9号の6）又は<u>指定関係投票区等変更通知書</u>（様式第9号の7）により行わなければならない。</p> <p>（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）</p> <p>第30条の2 法第41条の2（共通投票所）第1項の規定に基づき共通投票所を設ける場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第12条</td> <td style="width: 90%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(選挙公報への掲載の申請)</p> <p>第121条 候補者は、法第168条（掲載文の申請）第1項又は県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年岩手県条例第64号。以下「選挙公報発行条例」という。）第3条（掲載の申請）第1項の規定による申請をするときは、選挙公報掲載申請書（様式第75号）に、県の委員会が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（様式第76号）<u>（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によるものを含む。）</u>に記載し、<u>又は記録した</u>掲載文及び最近撮影した鮮明な候補者自身の上半身の写真（無帽のものに限</p>	第12条	[略]	[略]	
第11条 第1項	法第38条 (投票立 会人)第 1項	法第41条の2（共通投票所）第5項 の規定により読み替えて適用される 法第38条（投票立会人）第1項															
第11条 第2項	法第38条 第1項	法第41条の2第5項の規定により読 み替えて適用される法第38条第1項															
第12条	[略]																
[略]																	
第12条	[略]																
[略]																	

2 [略]

(掲載文の記載方法)

第122条 掲載文の氏名欄には、候補者の氏名（令第88条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第8項（同条第9項又は令第89条（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第5項において準用する場合を含む。）の規定により通称の認定を受けた場合にあっては、その通称。以下「通称等」という。）を記載しなければならない。

2 掲載文は、黒色で記載し、色の濃淡があつてはならない。

3 県の委員会は、前各項の規定に違反して記載した掲載文の提出があつたとき、又は文字が著しく小さいとき、若しくは著しく大きいとき、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該候補者に対し、当該文字の記載の訂正を求めることができる。

4 [略]

(掲載文の用字等の制限)

第123条 掲載文は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字、アルファベットの文字、記号、符号及び線並びに図、イラストレーション及びこれらの類をもつて記載し、写真は、使用することができない。ただし、氏名欄は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字及びアルファベットの文字以外は使用することができない。

2 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

3 [略]

(選挙公報の様式等)

第124条 [略]

2 選挙公報は、法第168条（掲載文の申請）第1項又は選挙公報発行条例第3条（掲載の申請）第1項の規定により候補者から提出された掲載文を写真製版により黒色で印刷するものとする。

3 [略]

(掲載申請の撤回又は掲載文の修正)

第125条 候補者は、掲載の申請を撤回しようとするときは選

る。)を添えて、県の委員会に提出しなければならない。

2 [略]

(掲載文の記載方法)

第122条 掲載文の氏名欄には、候補者の氏名（令第88条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第8項（同条第9項又は令第89条（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第5項において準用する場合を含む。）の規定により通称の認定を受けた場合にあっては、その通称。以下「通称等」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

2 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

3 県の委員会は、前各項の規定に違反して記載し、又は記録した掲載文の提出があつたとき、又は文字が著しく小さいとき、若しくは著しく大きいとき、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該候補者に対し、当該文字の記載又は記録の訂正を求めることができる。

4 [略]

(掲載文の用字等の制限)

第123条 掲載文は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字、アルファベットの文字、記号、符号及び線並びに図、イラストレーション及びこれらの類をもつて記載し、又は記録し、写真は、使用することができない。ただし、氏名欄は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字及びアルファベットの文字以外は使用することができない。

2 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

3 [略]

(選挙公報の様式等)

第124条 [略]

2 選挙公報は、法第168条（掲載文の申請）第1項又は選挙公報発行条例第3条（掲載の申請）第1項の規定により候補者から提出された掲載文を印刷するものとする。

3 [略]

(掲載申請の撤回又は掲載文の修正)

第125条 候補者は、掲載の申請を撤回しようとするときは選

挙公報掲載申請撤回申請書（様式第78号）により、掲載文を修正しようとするときは選挙公報掲載文修正申請書（様式第79号）に新たに記載した同一の掲載文2通を添えて、県の委員会に提出しなければならない。

2 [略]

様式第9号の5（第10条の5関係）

[略]

本市（町、村）における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたので、公職選挙法施行令第26条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

[略]

指定投票区名	指定関係投票区名	指定年月日
[略]		

様式第9号の6（第10条の5関係）

[略]

本市（町、村）における指定投票区の指定を取り消したので、公職選挙法施行令第26条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

[略]

指定投票区名	指定関係投票区名	指定取消年月日
[略]		

様式第9号の7（第10条の5関係）

[略]

指定関係投票区変更通知書

本市（町、村）における指定関係投票区を変更したので、公職選挙法施行令第26条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

[略]

指定投票区名	指定関係投票区分	変更の内容	変更年月日
[略]			

様式第11号（第11条、第30条の2、第37条の2関係）

[略]

公職選挙法（第41条の2第5項又は第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法）第38条第1項の規定により、あなたを 年 月 日執行の何選挙における（ 月 日の）何投票区（共通投票所、期日前投票所）

挙公報掲載申請撤回申請書（様式第78号）により、掲載文を修正しようとするときは選挙公報掲載文修正申請書（様式第79号）に新たに記載し、又は記録した同一の掲載文を添えて、県の委員会に提出しなければならない。

2 [略]

様式第9号の5（第10条の5関係）

[略]

本市（町、村）における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区（特例指定関係投票区）を定めたので、公職選挙法施行令第26条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

[略]

指定投票区名	指定関係投票区名（ <u>特例指定関係投票区名</u> ）	指定年月日
[略]		

様式第9号の6（第10条の5関係）

[略]

本市（町、村）における指定投票区の指定を取り消したので、公職選挙法施行令第26条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

[略]

指定投票区名	指定関係投票区名（ <u>特例指定関係投票区名</u> ）	指定取消年月日
[略]		

様式第9号の7（第10条の5関係）

[略]

指定関係投票区等変更通知書

本市（町、村）における指定関係投票区等を変更したので、公職選挙法施行令第26条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

[略]

指定投票区名	指定関係投票区（ <u>特例指定関係投票区</u> ）分	変更の内容	変更年月日
[略]			

様式第11号（第11条、第30条の2、第37条の2関係）

[略]

公職選挙法（第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法）第38条第1項の規定により、あなたを 年 月 日執行の何選挙における（ 月 日の）何投票区（共通投票所、期日前投票所）の投票立会人に選任し

の投票立会人に選任しましたので通知します。

[略]

様式第39号（第63条関係）

[略]

[略]	
2 [略]	[略]
3 [略]	[略]
[略]	
4 [略]	[略]
5 [略]	[略]
[略]	
6 [略]	[略]
[略]	
7 [略]	[略]

[略]

様式第79号（第125条関係）

[略]

年 月 日提出した選挙公報の掲載文を修正したので、修正した掲載文2通を添えて申請します。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和元年7月2日から施行する。

ましたので通知します。

[略]

様式第39号（第63条関係）

[略]

[略]					
2 [略]	[略]				
3 投票管理 者	氏 名	選任 年月 日	職務時 間	参会 時刻	職務を代理 等した者の 氏名等
			午前（ 後） 時 分 から 午前（ 後） 時 分 まで		職務代理（ 管掌）者 氏 名 午前（後） 時 分か ら 午前（後） 時 分ま で 事由 何々
4 [略]	[略]				
[略]					
5 [略]	[略]				
6 [略]	[略]				
[略]					
7 [略]	[略]				
[略]					
8 [略]	[略]				

[略]

様式第79号（第125条関係）

[略]

年 月 日提出した選挙公報の掲載文を修正したので、修正した掲載文を添えて申請します。